

● 清水マリンビル利用料

1. 会場利用料

会 場	区 分	金 額 (円)			
		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時から 12時まで	1時から 5時まで	5時30分から 9時まで	午前9時から 午後9時まで
多 目 的 ホ ー ル	平 日	45,590	60,970	60,970	167,530
	休 日	54,880	73,150	73,150	201,180
大 会 議 室 (6 A)	平 日	14,840	19,640	19,640	54,120
	休 日	17,720	23,700	23,700	65,120
中 会 議 室 (6B・5A)	平 日	5,430	7,360	7,360	20,150
	休 日	6,620	8,740	8,740	24,100
小 会 議 室 (6 C)	平 日	4,260	5,760	5,760	15,780
	休 日	5,220	6,930	6,930	19,080
和 室 A (6 D)	平 日	2,340	3,190	3,190	8,720
	休 日	2,880	3,840	3,840	10,560
和 室 B (6 E)	平 日	2,550	3,620	3,620	9,790
	休 日	3,190	4,260	4,260	11,710
展 示 室 (7 A)	平 日	19,530	22,840	22,840	65,210
	休 日	22,840	26,150	26,150	75,140
別 館 (展示場)	平 日	8,740	10,240	10,240	29,220
	休 日	10,240	11,740	11,740	33,720

2. 冷暖房利用料

会 場	単 位	金 額 (円)
多 目 的 ホ ー ル	1時間につき	6,930
大 会 議 室 (6 A)	1時間につき	740
中 会 議 室 (6B・5A)	1時間につき	270
小 会 議 室 (6 C)	1時間につき	220
和 室 A (6 D)	1時間につき	130
和 室 B (6 E)	1時間につき	150
展 示 室 (7 A)	1時間につき	960

3. 備品（器具）利用料

名 称	単 位	金 額 (円)		名 称	単 位	金 額 (円)	
		午前、午後 夜間各1回	全 日			午前、午後 夜間各1回	全 日
折りたたみ机	1台につき	50	150	移動型スピーカー	1台につき	770	2,310
折りたたみいす	1脚につき	10	30	床上式マイクスタンド	1本につき	50	150
移動ステージ	一式につき	5,830	17,490	卓上式マイクスタンド	1本につき	50	150
演 台	1台につき	110	330	レクチャーアンプ	1台につき	1,100	3,300
花 台	1台につき	110	330	カセットデッキ	1台につき	550	1,650
移動展示用パネル	1枚につき	50	150	レコードプレーヤー	1台につき	550	1,650
展示用机	1台につき	50	150	ボーカル用スタンドマイク	1本につき	770	2,310
ローリングタワー	1基につき	5,500	16,500	ワイヤレスマイク	1本につき	550	1,650
パーライト	1台につき	110	330	スピーチ用マイク	1本につき	550	1,650
1kw平凸レンズスポット	1台につき	110	330	コンセント	1口につき	160	480
500w平凸レンズスポット	1台につき	50	150	ビデオカセットレコーダー	1台につき	1,100	3,300
1kwフレネルレンズスポット	1台につき	110	330	ビデオディスクレコーダー	1台につき	1,100	3,300
500wフレネルレンズスポット	1台につき	50	150	オーバーヘッドプロジェクター	1台につき	1,100	3,300
カッタースポット	1台につき	550	1,650	16ミリ映写機	1台につき	3,300	9,900
ピンスポット	1台につき	550	1,650	スライド映写機	1台につき	1,100	3,300
エフェクトスポット	1台につき	550	1,650	スクリーン	1台につき	1,100	3,300
オーロラマシン	1台につき	550	1,650	ダンスフロアパネル	1枚につき	440	1,320
ミラーボール	一基につき	550	1,650				

- 〈注〉 1.休日とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
2.別館の会場利用料には、冷暖房・備品（器具）の利用料も含まれております。
3.上記利用料は、消費税（10%）相当額が含まれた「総額表示」となっております。